平成２３年（フ）第８４号
石川県小松市月津町な27番地１
債務者　角谷　弘一
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２２年（フ）第３６３０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字幸田136番地１
債務者　三木　邦子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第１５２号
神戸市東灘区森南町１丁目１番18号―102号
債務者　田中　靖子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第５５６号
兵庫県神戸市中央区旗塚通６丁目２番５号新神戸ハイム４－Ｂ
債務者　西村　和真
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第６１７号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３県住６―208号
債務者　川勝　好美
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第６１８号
神戸市須磨区白川台２丁目37番地の３県住６―208号
債務者　川勝　紀之
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第７９６号
神戸市北区甲栄台１丁目８番５―52号
債務者　渡部真希江
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第１９１号
奈良市宝来３丁目10番25―101号
債務者　吉元　俊晶
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所
平成２３年（フ）第３０８号
奈良県生駒市辻町70番地14　アーバンライフＡ－管理室
債務者　久島　成吾
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所
平成２３年（フ）第３０９号
奈良県生駒市辻町70番地14　アーバンライフＡ－管理室
債務者　久島　禮子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所
平成２３年（フ）第３１７号
奈良市六条２丁目９番60―203号
債務者　中西　和也
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
奈良地方裁判所
平成２３年（フ）第３２９号
北九州市八幡西区大字笹田818番地５
債務者　樋口　正悟
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第４１２号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目２番２―406号
債務者　池田　里子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第４８５号
北九州市小倉南区横代北町１丁目９番７―206
債務者　増原　卓也
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第４９０号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番18―401号
債務者　中村　仁史
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５００号
北九州市小倉南区上吉田３丁目３番41―508号
債務者　武村　衿子
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５４８号
北九州市小倉北区緑ケ丘３丁目８番24号ニューセジュール緑ヶ丘Ｃ棟202号
債務者　清本春子こと藤本春子こと　韓　　春子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部